

静止気象衛星ひまわりの運用等事業

様式集及び記載要領

国土交通省 気象庁
国立研究開発法人 情報通信研究機構

第1. 提出書類及び各様式の作成要領

1 質問書について

質問書提出届	(様式1)	< 1部 >
質問書	(様式2)	< 1部 >

2 入札参加表明書、第一次審査資料について

(1) 入札参加表明に関する提出書類（用紙はすべてA4判とする。）

ア 入札参加表明書 (様式3) < 1部 >

イ 役割分担表 (様式4) < 1部 >

本入札説明書の、「4. 競争参加資格」に基づき、入札参加希望者の代表企業、構成員及び協力会社の構成について記載し、その業務内容に関する各企業の役割についてそれぞれ簡潔に記載すること。

ウ 委任状（構成員・協力会社→代表企業） (様式5) < 各1部 >
書式に従い、記名捺印の上、提出すること。

(2) 資格審査の確認に関する提出書類（用紙はすべてA4判とする。）

ア 競争参加資格確認申請書 (様式6) < 1部 >

本事業の競争参加資格確認申請について、次の書類を添付の上、提出すること。

なお、必要書類は、特に注釈がないものについては、応募グループを構成するすべての企業に関する添付書類を提出すること。

（添付書類）

- 会社概要（パンフレット等の使用も可）
- 会社定款（最新のものであり、f. 商業登記簿謄本（入札公告日以降に交付されたもの）と記載内容が同一であることが確認できるもの）
- 印鑑証明書（入札公告日以降に交付されたもの。写しは不可。）
- 法人税納税証明書（「その3」又は「その3の3」、入札公告日以降に交付されたもの。写しも可）
- 消費税納税証明書（「その3」又は「その3の3」、入札公告日以降に交付されたもの。写しも可）
- 商業登記簿謄本（入札公告日以降に交付されたもの）
- 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（代表企業、各構成員、各協力会社の直近2期分とすること。）
- 企業単体の減価償却明細表（代表企業、各構成員、各協力会社の直近2期分とすること。）
ただし、上場企業の場合で、監査済みの貸借対照表及び損益計算書並びに監査報告書の写しを添付する場合は、減価償却明細表の添付は省略可とする。
- 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（代表企業、各構成員、各協力会社の直近1期分とすること。）

(3) 競争参加資格確認資料（用紙はすべてA4判とする。）

入札説明書4. に記載された要件を満たしていることを確認するための資料について提出すること。

ア 競争参加資格審査の等級を証する書類の写し < 1部 >

イ 静止衛星の運用経験（様式7） < 1部 >

「少なくとも1機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること」及び「延べ15〔年・機〕以上の静止衛星運用経験を有すること」の実績を示す書類（契約書の写し等）をあわせて提出すること。

(4) 紙入札方式参加願 (様式 8) < 1 部 >
紙による入札を希望する場合のみ

(5) 情報取扱者名簿及び情報管理体制図 (様式 9) < 1 部 >

3 入札辞退時、構成員等変更等に関する提出書類 (用紙はすべて A 4 判とする。)

入札参加者が、第 2 次審査書類提出時まで、必要に応じ、提出することができる書類

(1) 入札辞退届 (様式 10) < 1 部 >
(2) 構成員等変更届 (様式 11) < 1 部 >

4 第二次審査書類提出時

(1) 提出書類 (用紙はすべて A 4 判とする。)

ア 第二次審査書類提出書 (様式 12-1) < 1 部 >
所定の様式に、必要な事項を記載すること。

イ 委任状 (様式 12-2) < 1 部 >
書式に従い、記名捺印の上、入札書提出場所において提出すること。

ウ 入札書 (様式 12-3) < 1 部 >
金額の記載はアラビア数字を使用すること。また、金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。

エ 業務要求水準書に関する確認書 (様式 12-4) < 1 部 >
所定の様式に、必要な事項を記載すること。

オ 企業等一覧表 (様式 12-5) < 1 部 >
所定の様式に、必要な事項を記載すること。

カ その他

加算点項目「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」及び「賃上げの実施を表明した企業等」について加算点を希望する場合の提出書類については、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 事業者選定基準」(資料-5)を参照し、必要な書類をそれぞれ 1 部ずつ提出すること。

(2) 「地上施設の整備等」に関する提出書類 (用紙は全て A 3 判横とする) < 正 1 部、副 20 部 >

ア 加算点項目提案書

事業者選定基準を踏まえ、以下に指示する事項について、基本的な考え方や具体的な提案内容を記載すること。なお、提案者の意図を伝えるため、適宜必要な図面・スケッチ等を記載することができる。

また、「記載上の留意事項」の欄に【 】で記載された事項 (重視する点) については、提案書において、提案内容の見出しとして明記すること。

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
A-1-1	本事業衛星を安定的に運用するための地上施設計画① (本事業衛星の運用中断時間を最小とするために特に優れた方策を提案しているか)	共通	3	【冗長性確保の基本的考え方】について記述すること。 また、冗長性確保の方法について、以下の点に言及しつつ、妥当性を具体的に評価することにより、記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。 【システムのリスク分析】 【冗長性確保の方策】 【システムフロー図】 【電源の確保方策】 【回線の確保方策】

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
A-1-2	本事業衛星を安定的に運用するための地上施設計画② (設備の監視機能が業務の安定性確保のために特に有効な方策を提案しているか)	共通	2	【設備の監視機能についての基本的考え方】について記述すること。 また、業務処理状況やシステムの稼働状況などを監視し、障害時等に迅速・確実に対応するための【障害等検知方策】について具体的に記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。 さらに、上記に関連して、異常検知時等における【アラーム報知方策】について具体的に記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。
A-1-3	本事業衛星を安定的に運用するための地上施設計画③ (耐災害性に格段の配慮を行った設計であるか)	共通	2	【耐災害性についての基本的考え方】について記述すること。 また、台風や地震、津波などの災害に強い地上施設とするための対応策について、以下の点に言及し、具体的に記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。 【建築物及び設備の耐震性】 【建築物及び設備の耐風水害性】
A-2-1	環境負荷の低減 (ライフサイクルを通じて適切な地上施設となっているか)	共通	1	【環境負荷低減のための基本的考え方】について記述すること。 また、環境負荷低減のための【省エネルギー・省資源化等の具体的方策】について具体的に記述すること。

イ 地上施設計画説明書

業務要求水準書の内容を踏まえ、記載内容と整合する内容を書類や図面で表現すること。「記載上の留意事項」の欄に記載の内容については、確実に表現するものとし、その他必要と思われる内容を必要最低限追加することができる。また、「記載上の留意事項」の欄に【 】で記載された事項については、提案書において、提案内容の見出しとして明記すること。

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
A-3-1	全体概要	共通	5	本事業衛星を運用するために必要な地上施設の整備に関して、以下の各項目において提案する内容が業務要求水準書の内容を満たすことが分かるよう記述すること。 また、地上システム全体構成図を別途記

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				述すること。 【整備の期限】 ひまわり 9 号及び 10 号について、施設の建設、設備・機器等の製作、取付調整、試験及び訓練の実施時期を記述した地上施設の整備スケジュール表を提出すること。 【整備の基本要件】 整備する機器、設備等の設計において、以下に示す各要件についての提案を具体的に記述すること。 ア. 地上施設要求要件書（案）の技術要件を理解し、同等又はそれ以上の性能と機能を有することが判るもの イ. システムを 24 時間 365 日安定して稼動させるための仕様 ウ. 各システムの異常値検出、制限値からの逸脱検出のための設計並びに報知の方法 エ. 施設が建築基準法に基づくことが判る資料及び大規模地震等に対する機能維持に係る仕様 オ. 落雷、積雪、強風の影響を最小限とするための仕様 カ. 施設の保安機能確保のための仕様 キ. 設備の経済性、効率性、耐久性及びメンテナンスの容易さへの配慮とライフサイクルコストへの取り組み ク. ひまわり 10 号の後継衛星の運用に追加対応できるようにするための拡張性 【主・副局の機能と立地条件】 主局、副局の機能と立地条件について、地上システム全体構成図を用いて、以下に示す事項を具体的に記述すること。 ア. 主局の位置 イ. 副局の位置。なお、観測データ受信と衛星管制業務のために必要な局を別にする場合はその位置 ウ. 副局において衛星管制業務を維持するための機能と切替作業時間の目安 エ. 上記各局が降雨による本事業衛星－地上間の電波伝搬障害、地震・火山噴火時の予想震度・被害想定等に配慮したことを示す具体的な説明。 【無線区間の回線設計基準】

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				観測データ受信に関する無線区間の回線稼働率がサイトダイバシティを適用して雨の最も多い月（最悪月）においても99.99%以上確保される回線設計であることを示す資料を提出すること。なお、提出にあたっては、以下の事項について記述すること ア．回線設計書及びその説明並びに回線稼働率の計算手法 イ．解析に使用したパラメータの出典 【宇宙環境センサデータを除く観測データ伝送回線の整備】 宇宙環境センサデータを除く観測データ伝送回線の整備において、以下の事項について具体的に記述すること。 ア．主・副局と気象衛星センター及び大阪管区气象台との間を結ぶための情報通信回線について、その回線の容量及び信頼性が十分なものであることを示す回線稼働率（数値）又は運用実績等。 イ．将来的に気象衛星センター及び大阪管区气象台以外の2か所との間に情報通信回線を別途整備する場合にデータ伝送できる送信元の拡張性。 ウ．データ伝送先のシステム更新時の回線接続や IP アドレス等の変更に対する対応策。 【宇宙環境センサデータの伝送のための措置】 宇宙環境センサデータの伝送のための措置について具体的に記述すること。 【情報セキュリティの確保】 情報セキュリティにおいて、以下に示すことが確保されている又は確保する設計であることを具体的に示すこと。 ア．開示制限のあるソフトウェア及び情報の保管に係る管理区域 イ．開示制限情報に関するアクセス制限の考え方と許可対象者 ウ．閲覧記録の保存等、開示制限情報の取り扱いについての考え方 エ．開示制限情報の漏洩を防ぐ措置方法 オ．ネットワークの独立性、あるいは不正アクセス等に対する対策 カ．気象庁及びNICTとSPCの双方のシステムに影響を与えないような

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				セキュリティポリシー 【試験】 【整備の期限】の項で示した地上施設の整備スケジュール表において、気象庁及びN I C Tからの試験計画を反映しているか具体的に示すこと。
A-3-2	施設の整備	共通	任意	【主局整備計画】 主局整備計画について、以下のものを提示すること。 ア．仕様概要表 イ．仕上表 ウ．面積表及び求積図 エ．敷地案内図 オ．配置図 カ．平面図（各階） キ．断面図 ク．立面図 ケ．矩計図（主要部詳細） なお、各図面の定義は建設省告示 1206号（昭和 54 年 7 月 10 日）に示す基本設計標準業務に記載される【建設（総合）】に準じるものとし、スケールは適宜設定すること。 なお、主局を整備するにあたり、土地若しくは建物の使用権原を賃借にて確保する場合は、現時点で土地若しくは施設を所有する者の名称及び本事業実施にあたり使用権原を確保することを証明するための書類（関心表明書等）を添付すること。 【副局整備計画】 副局整備計画について、以下のものを提示すること。 ア．仕様概要表 イ．仕上表 ウ．面積表及び求積図 エ．敷地案内図 オ．配置図 カ．平面図（各階） キ．断面図 ク．立面図 ケ．矩計図（主要部詳細） なお、各図面の定義は建設省告示 1206号（昭和 54 年 7 月 10 日）に示す基本設計標準業務に記載される【建設（総合）】に準じるものとし、スケールは適宜設定すること。 なお、副局を整備するにあたり、土地若

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				しくは建物の使用権原を賃借にて確保する場合は、現時点で土地若しくは施設を所有する者の名称及び本事業実施にあたり使用権原を確保することを証明するための書類（関心表明書等）を添付すること。
A-4-1	無線に係る設備の整備	共通	3	【無線に係る設備の整備】 無線に係る設備の整備において、提案の内容が業務要求水準書の内容を満たすことを示しつつ、以下の各事項について、図面等を示しながら具体的に記述すること。 ア. 提案する設備のブロック図、局内設備配置図 イ. Ku 帯周波数の送信及び受信仕様 ウ. Ka 帯周波数の受信仕様 エ. UHF 帯周波数の送信仕様 オ. コマンドの常時送信仕様 カ. ひまわり 10 号からイメージャデータ、サウンダデータ、宇宙環境センサデータ、通報局資料を常時受信するための仕様 キ. ひまわり 9 号から放射計データ、通報局資料を必要に応じて受信するための仕様 ク. テレメトリの常時受信仕様 ケ. 各装置の性能
A-5-1	衛星管制に係る設備の整備	共通	5	【衛星管制に係る設備の整備】 衛星管制に係る設備の整備において、提案の内容が業務要求水準書の内容を満たすことを示しつつ、以下の各事項について図面等を示しながら具体的に記述すること。 ア. 提案する設備ブロック図、局内設備配置図、ネットワーク図、装置間インタフェース図 イ. 2 機衛星（ひまわり 9 号及びひまわり 10 号）同時運用時の地上施設の構成 ウ. 衛星管制、地上局管制装置の機能配分図、及び副局監視の仕様 エ. 管制装置のコマンド送信機能（マニュアル、グループ、ストアードコマンド等）の仕様 オ. 管制装置のテレメトリ監視、アラーム機能の仕様 カ. 気象センサのテレメトリ監視のための仕様 キ. 衛星の状況の気象庁及びN I C Tへの共有方法 ク. コマンド送出、テレメトリ取得、観測

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				データ取得に影響なくレンジング及び軌道決定を行うための仕様 ケ. 衛星管制装置と気象センサデータに係る設備間のインタフェースに関する仕様、及び領域観測と星観測に係るパラメータ・コマンドの送受や設定の方法 コ. 軌道運用解析に関する仕様 サ. 軌道運用解析に関する衛星管制装置とのインタフェースに関する仕様 シ. 運用計画立案に関する仕様 ス. 運用スケジュール監視のための仕様 セ. 放射計画像取得状況監視のための仕様 ソ. テレメトリ解析に関する仕様 タ. テレメトリ及びコマンド履歴の保存に関する仕様 チ. 保存したテレメトリ、コマンド履歴等の気象庁及びN I C Tへの提供方法 ツ. 各装置の性能
A-6-1	気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備	共通	5	【気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備】 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備において、提案の内容が業務要求水準書の内容を満たすことを示しつつ、以下の各事項について図面等を示しながら具体的に記述すること。 ア. 提案する設備ブロック図、局内設備配置図、ネットワーク図、装置間インタフェース図 イ. 2機衛星（ひまわり9号及びひまわり10号）同時運用時の地上施設の構成 ウ. イメージャデータと宇宙環境センサデータの分離に関する仕様 エ. 宇宙環境センサデータのN I C Tへの伝送に関する仕様 オ. 気象センサデータに係る設備と衛星管制装置間のインタフェースに関する仕様 カ. ISDACS 用及び RDACS 用のハードウェアの交換及びオペレーティングシステムのアップグレードへの対応方策 キ. ISDACS 及び RDACS が生成する各ファイルの保存と気象庁への提供に関する仕様 ク. 2機の衛星（ひまわり9号及びひまわり10号）の観測切り替えに要する時間（気象センサの立上げ時間を除く）

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				の目安 ケ. 自動処理を基本としつつも手動処理が可能な機器の仕様 コ. 2機の衛星（ひまわり9号及びひまわり10号）の気象センサデータ並行処理と伝送に関する仕様 サ. ひまわり9号のKu帯テレメトリのうち気象庁が指定するデータを工学値変換及びファイル出力して気象庁に伝送することに関する仕様 シ. 各装置の性能
A-7-1	通報局資料に係る設備の整備	共通	5	【通報局資料に係る設備の整備】 通報局資料に係る設備の整備において、提案の内容が業務要求水準書の内容を満たすことを示しつつ、以下の各事項について図面等を示しながら具体的に記述すること。 ア. 提案する設備ブロック図、局内設備配置図、ネットワーク図、装置間インタフェース図 イ. 気象庁への伝送に関する仕様 ウ. 通報局資料及び処理の実行履歴のデータ保存と気象庁への提供に関する仕様 エ. 地上-衛星間の回線品質モニタに係る仕様 オ. 通報局資料の処理状況、伝送監視に関する仕様 カ. 通報局資料中継帯域内の混信状況把握に係る仕様 キ. 通報局資料の受信周波数の把握方法に関する仕様 ク. 衛星中継で生じる周波数変動の影響を受けずに通報局資料を取得するための仕様 ケ. 回線品質調査に関する仕様 コ. 通報局の周波数基準及び通報局の疑似データとなる信号の送信仕様 サ. 各装置の性能
A-8-1	周波数の確保、無線局の申請	共通	1	本事業衛星を運用するために必要な周波数の確保、無線局の申請に係る気象庁が行う作業の支援について、以下の項目毎に提案する内容が業務要求水準書の各項目の内容を満たすことが分かるよう記述すること。 【共通事項】

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				周波数の維持、無線局の再申請・検査業務のための基本要件として、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア．業務実施体制 イ．英語による議事録、資料等の作成、及び折衝方法 ウ．周波数調整、無線局申請及び検査等に関連した業務文書の管理方法 【周波数調整に係る業務支援】 国内及び国際周波数調整に係る支援可能な内容について、具体的に記述すること。 【ITU 通告に係る手続きの支援】 ITU 通告に係る手続きにおいて支援可能な内容について、具体的に記述すること。 【衛星仕様への助言】 周波数調整により、衛星仕様への助言が想定される項目について、具体的に記述すること。 【無線局申請書等の作成の支援】 無線局申請書等の作成に係る支援可能な内容について、具体的に記述すること。 【無線局の新設検査の支援】 無線局の新設検査に係る支援可能な内容について、具体的に記述すること。

(3) 「地上施設の維持管理等」に関する提出書類（用紙は全て A 3 とする）＜正 1 部、副 20 部＞
ア 加算点項目提案書

事業者選定基準を踏まえ、以下に指示する事項について、基本的な考え方や具体的な提案内容を記載すること。なお、提案者の意図を伝えるため、適宜必要な図面・スケッチ等を記載することができる。

また、「記載上の留意事項」の欄に【 】で記載された事項（重視する点）については、提案書において、提案内容の見出しとして明記すること。

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
B-1-1	地上施設の維持管理計画 (地上施設の維持のために特に優れた方策が提案されているか)	共通	1	【地上施設の維持管理の基本的考え方】について記述すること。 また、【予備部品の確保等、地上施設の維持管理のための具体的な方策】について記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数制限	記載上の留意事項
				さらに、【地上施設の機能を維持するための保守計画・契約】について、適切なものとなっていることが明確になるよう、具体的に記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。
B-2-1	地上施設の更新計画 (運用中断を伴わずに地上施設の更新を行うための特に優れた方策が提案されているか)	共通	1	【システム更新の基本的考え方】について記述すること。 また、契約期間中に想定される設備等の更新において、ハードウェア、ソフトウェアともに運用中断を伴わずに更新が可能となる方策について、以下の点に言及し、具体的に記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。 【システム更新に関しての具体的方策(ソフトウェア)】 【システム更新に関しての具体的方策(ハードウェア)】 さらに、契約期間中に想定されるソフトウェア、ハードウェアの技術の進歩に関して、【運用に支障をきたさずに対応するための具体的な方策】について記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。

イ 維持管理業務仕様書

本事業で実施する維持管理業務について、業務要求水準を達成していることが確認できるよう記載すること。「記載上の留意事項」の欄に記載の内容については、確実に表現するものとし、その他必要と思われる内容を必要最低限追加することができる。また、「記載上の留意事項」の欄に【 】で記載された事項については、提案書において、提案内容の見出しとして明記すること。

様式番号	様式名称	様式	枚数制限	記載上の留意事項
B-3-1	地上施設の維持管理に係る業務	共通	3	地上施設の維持管理について、業務要求水準書の記載内容を満たしていることを示しつつ、以下の各項目に係る提案内容を具体的に記述すること。 【基本要件】 地上施設の機能水準を維持するための基本要件として、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア. 地上施設のモデル変更や、保守に不可欠な部品の製造打ち切り等を把握する

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				ための手法及びその対策 イ. 運用業務に影響を与えることなく点検保守、修理、更新を行う手法 ウ. 伝送先である気象庁及びN I C Tの受信設備の更新時において、本事業衛星の運用業務に大きな影響を与えないための手法 【地上施設の更新スケジュール】 本運用事業期間中に更新を計画している場合は、その更新スケジュールを具体的な時期及び内容を含めて記述すること。 【保守計画】 保守計画について、本運用事業に適合した年単位の改修、更新及び月、週、日単位の点検、修理に関する考え方を以下の事項を含め具体的に記述すること。 ア. 気象庁及びN I C Tへ承認を求めるタイミング イ. 設備に異常等を確認した場合の修理又は部品交換等の対応 【記録等の扱い】 記録等の扱いについて、以下の事項について具体的に記述すること。 ア. 点検保守の結果の記録・保管及び関係者間の共有手法 イ. 地上施設の保守、維持管理状況を週、月、年単位で気象庁及びN I C Tへ報告する方法及び維持管理業務に関して、特に気象庁及びN I C Tへ報告を要する事象が発生した場合の報告方法 ウ. 電波法定書類（無線業務日誌類含む）の管理手法 【必要な体制等】 施設の保安維持に必要な警備体制並びに関係法令に定める資格保有者について、具体的に記述すること。
B-4-1	周波数の維持、無線局の再申請・検査	共通	1	本事業衛星を運用するために気象庁が行う周波数の維持、無線局の再申請・検査への支援について、以下の各項目の内容を示しつつ、業務要求水準書の記載内容の実現性について記述すること。 【共通事項】

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				周波数の維持、無線局の再申請・検査業務のための基本要件として、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア．業務実施体制 イ．英語による議事録、資料等の作成、及び折衝方法 【周波数調整に係る業務支援】 国内及び国際周波数調整に係る支援可能な内容について、具体的に記述すること。 【ITU 登録情報に係る手続きの支援】 ITU 登録情報に係る手続きにおいて支援可能な内容について、具体的に記述すること。 【周波数維持に係る電波法遵守】 無線局の運用が電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた運用であるか具体的に記述すること。 【無線局再免許申請等に係る手続きの支援】 無線局再免許申請等に係る手続きにおいて、支援可能な内容について具体的に記述すること。 【無線局の検査の支援】 無線局の変更検査、定期検査及び臨時検査に係る支援可能な内容について、具体的に記述すること。

(4)「本事業衛星の運用」に関する提出書類＜正 1 部、副 20 部＞

ア 加算点項目提案書

事業者選定基準を踏まえ、以下に指示する事項について、基本的な考え方や具体的な提案内容を記載すること。なお、提案者の意図を伝えるため、適宜必要な図面・スケッチ等を記載することができる。

また、「記載上の留意事項」の欄に【 】で記載された事項（重視する点）については、提案書において、提案内容の見出しとして明記すること。

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
C-1-1	運用体制① (統括責任者を置くなど、迅速かつ適切な判断と行動が行えるような体制が設定されている)	共通	1	【責任体制の概要】について記述すること。 また、各業務の責任体制について、以下の点に言及し、具体的に記述すること。

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数制限	記載上の留意事項
	か)			【各業務間の連携、分担、調整方法】 【統括責任者等の位置づけ及び役割】 さらに、統括責任者等について、以下の点に言及し、具体的に記述すること。 【統括責任者の経験、実績】
C-1-2	運用体制② (安定してデータを取得、配信できる体制が構築されているか)	共通	1	【情報収集についての基本的考え方】について記述すること。 また、運用に影響を与えるような様々な情報を【常に迅速に収集、分析する体制】について具体的に記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について具体的に記述すること。
C-2-1	緊急時の対応 (事故・故障時等の対応について、日時を問わず、迅速な対応がとれるような体制が構築されているか)	共通	2	【緊急時対応の基本的考え方】について記述すること。 また、運用に影響を与えるような事故・故障が起こった（あるいは予見される）ときの体制について、以下の点に言及し、具体的に記述すること。 【危機管理対応方針等（BCP等）】 【緊急連絡体制】 【障害対応等マニュアル】 【実績（既存の各種マニュアルの整備状況等）】 ※既存のマニュアル等を可能な範囲で本様式以外の資料として添付すること。
C-3-1	訓練・研修等の計画 (要員の知識、技術等を維持し、技術の継承が行われるための特に優れた方策が提案されているか)	共通	1	【技術維持のための基本的考え方】について記述すること。 また、要員の技術レベルの維持及び技術の継承のための訓練・研修等の計画について、以下の点に言及し、具体的に記述すること。この際、実績がある場合は、当該実績について記述すること。 【訓練計画等】 【研修計画等】

イ 運用業務仕様書

本事業で実施する運用業務について、業務要求水準を達成していることが確認できるよう記載すること。「記載上の留意事項」の欄に記載の内容については、確実に表現するものとし、その他必要と思われる内容を必要最低限追加することができる。また、「記載上の留意事項」の欄に【 】で記載された事項については、提案書において、提案内容の見出しとして明記すること。

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
C-4-1	全体概要	共通	2	本事業衛星の運用に関する業務について、業務要求水準書の記載内容を満たしていることを示しつつ、以下の各項目に係る提案内容を具体的に記述すること。 【前提条件】 本事業衛星の運用業務のための前提条件として、以下の各項目について具体的に記述すること。 ア. 2機の衛星運用時の要員配置の考え方と具体的な配置計画及び1機の衛星運用時の運用体制の考え方 イ. 24時間365日の安定した稼動を担保するための方策 ウ. 障害等発生時の対処の方策 エ. 関係法令に基づく有資格者の配置の考え方 オ. 運用技術を維持するための方策 カ. 運用時の開示制限情報の管理手法 キ. 衛星運用計画の立案方法 ク. 運用実績の気象庁及びN I C Tへの報告方法 ケ. テレメトリ及びその他解析結果による衛星の状態把握と報告方法 コ. 報道発表等を行う場合における支援可能な内容
C-5-1	本事業衛星の衛星管制に係る業務	共通	2	本事業衛星の衛星管制に係る業務について、業務要求水準書の記載内容を満たしていることを示しつつ、以下の各項目に係る提案内容を具体的に記述すること。 【基本要件】 衛星管制運用業務のための基本要件として、以下の各項目について具体的に記述すること。 ア. 衛星管制に係る業務のために整備する予定のマニュアル類等についての作成方針 イ. 衛星運用計画に基づく衛星の制御方策 ウ. ひまわり9号及びひまわり10号を同一静止軌道上で軌道保持範囲に維持する手法 【テレメトリ・コマンド】 テレメトリ・コマンドについて、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア. 衛星管制データに係る無線設備の運用手法

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				イ. テレメトリ監視手法、体制及び解析手法 ウ. コマンド送信時の安全運用体制及び効果的に維持する手法 エ. 受信テレメトリ及びコマンド送信履歴の気象庁及びN I C Tへの提供手法 【計画の立案】 衛星バスコマンド計画及び観測基本計画に基づく観測ミッションコマンド計画の整合性が確保される計画の立案であるか、以下の事項を具体的に記述すること。 ア. 計画立案のフロー図 イ. コマンド競合時の対処 【異常時対応】 異常時対応について、以下の事項を具体的に記述すること。 ア. 異常認識時の緊急対応体制 イ. 気象庁及びN I C Tへの連絡方法 【本事業衛星の安全確保】 衛星の安全確保について、以下の事項を具体的に記述すること。 ア. デブリ情報、他衛星の監視情報の具体的な情報の入手方法及び回避方法 イ. コロケーション運用方法及びその安全性についての説明 ウ. コマンド送信時の安全な運用確保の方法 【リオービットの実施】 リオービット実施に係る想定するフローを具体的に記述すること。
C-6-1	気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る運用業務	共通	2	本事業衛星の気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る運用業務について、業務要求水準書の記載内容を満たしていることを示しつつ、以下の各項目に係る提案内容を具体的に記述すること。 【基本要件】 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る運用業務のための基本要件として、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア. 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る運用業務のために整備する予定のマニュアル類等について

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				の作成方針 イ. 2機の衛星（ひまわり9号及びひまわり10号）に対する運用体制 【データの扱い】 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータの取り扱いについて、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア. 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る無線設備の運用手法 イ. イメージャデータと宇宙環境センサデータの分離方法 ウ. 宇宙環境センサデータのN I C Tへの伝送方法 エ. ISDACS 及び RDACS の運用方法 オ. ISDACS 及び RDACS が生成するファイルの気象庁への伝送方法 カ. 一時的に保持した ISDACS 及び RDACS が生成するファイルの気象庁への提供方法 キ. ひまわり9号の Ku 帯テレメトリのうち気象庁が指定するデータを工学値変換及びファイル出力して気象庁に伝送することに関する方法 【監視】 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータの監視方法について、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア. 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータの受信状況の監視方法 イ. 宇宙環境センサデータの分離状況の監視方法 ウ. ISDACS 及び RDACS の動作状況の監視方法 エ. ISDACS 及び RDACS が生成するファイルの伝送状況の監視方法 オ. 一時的に保持した ISDACS 及び RDACS が生成するファイルの処理及び伝送等のログの気象庁への提供方法 【異常時対応】 気象センサデータ及び宇宙環境センサデータの処理の異常時対応について、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア. 異常認識時の緊急対応体制 イ. 気象庁及びN I C Tへの連絡方法 【気象庁から貸与するソフトウェアの動

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				作パラメータの設定変更】 領域観測について、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア．パラメータの設定の実施体制 【気象庁から貸与するソフトウェアの変更】 ISDACS 及び RDACS のパラメータの設定変更及びソフトウェア更新について、以下の各項目を具体的に記述すること。 ア．パラメータの設定及びソフトウェア更新の実施体制 イ．処理結果の気象庁への提供方法
C-7-1	通報局資料に係る業務	共通	2	本事業衛星の通報局資料に係る業務について、業務要求水準書の記載内容を満たしていることを示しつつ、以下の各項目に係る提案内容を具体的に記述すること。 【基本要件】 通報局資料に係る業務のために整備する予定のマニュアル類等についての作成方針 【データの扱い】 通報局資料の取り扱いについて、以下の各項目について具体的に記述すること。 ア．通報局資料に係る無線設備の運用手法 イ．通報局資料処理の運用方法 ウ．通報局資料の気象庁への伝送方法 エ．一時的に保持した通報局資料の気象庁への提供方法 【監視】 通報局資料の監視方法について、以下の各項目について具体的に記述すること。 ア．通報局資料の受信状況の監視方法 イ．通報局資料の処理状況の監視方法 ウ．通報局資料の気象庁への伝送状況の監視方法 ウ．一時的に保持した通報局資料の処理及び伝送等のログの気象庁への提供方法 【異常時対応】 通報局資料の受信状態制限値からの逸脱認識時の異常時対応について、以下の各項目について具体的に記述すること。 ア．異常認識時の緊急対応体制 イ．気象庁への連絡方法

様式番号	様式名称	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				【確認項目と気象庁への報告】 以下の各項目について、具体的に記述すること。 ア．中継帯域内混信状況の監視方法 イ．気象庁への報告方法 ウ．通報局受信周波数の把握、記録方法並びに気象庁への提供方法

(5) 経営計画等に関する提出書類＜正 1 部、副 20 部＞

業務要求水準書の内容並びに事業者選定基準の考え方を踏まえ、以下に示す項目毎に、記載上の留意事項に従って記載すること。「記載上の留意事項」欄内において【 】で示された事項（重視する点）については、提案書において、提案内容の見出しとして明記すること。

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
D-1-1	事業体制① (本事業の業務内容に対応する特に効果的な体制となっているか)	共通	1	事業実施・業務遂行にあたっての体制、契約スキーム、主要な実績について以下の各項目に係る提案内容を具体的に記述すること。 【コンソーシアムの業務分担、契約スキーム】 本事業の実施に係わる S P C、各選定企業（整備・維持管理・運用の各業務を行う企業）及び金融機関等（以下、事業実施者）について、名称役割及び責任関係を示し、S P Cを事業主体として本事業（現行事業からの引継ぎを含む）が適正かつ確実に履行される事業スキームになっていることを記述すること。この際、S P Cと各事業実施者との契約内容（例えば、必要な場合の相互補完や事業実施者の変更が適切に行われる等）、現行事業者との引継ぎに関する調整体制についても言及すること。 【コンソーシアムの類似業務実績】 各事業実施者が業務実施にあたって十分な実績を有していることを記述すること。 記述にあたっては、事業の内容を考慮して適切なものを記述すること。
D-1-2	事業体制② (SPC の経営体制は本事業の各段階において適切かつ安定的に事業を遂行できるものとなっているか)	共通	1	【S P Cの経営体制】 S P Cの経営に関する体制・方針（会社の形態等も含む）、業務実施における体制・意思決定について、以下の各項目に係る提案内容を具体的に記述すること。 ・「事業体制①」で示した事業スキーム、

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
	(本事業の安定的な遂行に特に貢献する出資計画となっているか)			事業体制が体现されるに十分なＳＰＣの機関設計及び経営体制（経営責任及び執行責任の主体、意思決定方法等）になっていることがわかる内容を記述すること。 ・本事業におけるＳＰＣの業務管理体制（組織・指揮命令系統・意思決定体制/方法・責任の所在等）を具体的に記述すること。 【株主名及び出資比率】 迅速な意思決定を担保するための各構成員のＳＰＣへの出資の考え方、出資条件等を記述するとともに、その確実性について具体的に記述すること。 全ての株主名及び株主構成（出資比率）を記述すること。 また、株主間協定書がある場合は本様式以外の資料として添付すること。 代表企業及び構成員の信用力及び資金調達能力を示すものとして、以下の書類がある場合は本様式以外の資料として添付すること。 －各選定企業及びその他参加企業については、格付けがあればその格付け（格付機関名・格付公表日・対象となる債務等）
D-1-3	事業体制③ (事業のマネジメントのための考え方は適切か)	共通	2	【全体のマネジメント計画】 以下に示す各段階における事業実施上のポイントを記述するとともに、これを踏まえて、適切に事業を実施するためのプロジェクトマネジメント方策を具体的に提案すること。また、長納期品の納期遅延リスクへの対応策があれば示すこと。 ア．落札者決定の各種契約等の締結段階 イ．地上施設整備段階 ウ．運用段階 【モニタリングの実施方策】 気象庁及びNICTの業績監視への対応方法について以下の事項を考慮して記述すること。 ア．気象庁及びNICTの業績監視に対するＳＰＣ側における対応の考え方（体制、提出書類、実施手続） イ．業績監視の評価基準作成に向けた検討体制、協議工程、具体化の方法 ウ．評価基準の具体化方法についての提案

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数制限	記載上の留意事項
				【セルフモニタリングの実施方策】 S P Cのセルフモニタリング(第三者によるモニタリングを含む)の実施方法・内容について以下の事項を考慮して記述すること。 ア. セルフモニタリングにおける確認事項、確認時期 イ. セルフモニタリングと気象庁及びN I C Tの業績監視の対応関係 【インセンティブ付与方策】 要員のモチベーションの維持、向上を図り、業務のパフォーマンスを継続的に向上させるための具体的な提案について、記述すること。なお、これらに関する実績がある場合は、記述すること。
D-2-1	財務計画① (事業収支計画の考え方は明確かつ妥当か) (資金調達方法が具体的であり、効果的で実現性の高い資金調達計画となっているか)	共通	1	【事業収支計画】 S P Cの資金計画・財務計画上の基本的考え方について以下の各項目に留意の上、具体的に記述すること。 ア. 運用する衛星の機数に応じ、どのように費用が異なるのか、合理的な説明 イ. ライフサイクルコストの低減に向けた事業収支計画の考え方 ※事業収支計画<様式D-2-1>添付①>(指定様式)を本様式以外の資料として添付すること。 ※事業費の内訳及び支払計画<様式D-2-1>添付②>(指定様式)を本様式以外の資料として添付すること。 ※整備費の算定根拠<様式D-2-1>添付③>(指定様式)を本様式以外の資料として添付すること。 ※維持管理費・運用費の算定根拠<様式D-2-1>添付④>(指定様式)を本様式以外の資料として添付すること。 【資金調達・債務償還計画】 本事業における資金調達の考え方、資金調達条件(構成・条件等)及び債務償還の条件を記述するとともに、その確実性や安定性について、以下の各項目に留意の上、具体的に記述すること。 ア. 事業内容が変更され、事業費が減少した場合などにおける追加費用の抑制方策 イ. 予定されている資金拠出主体の類似案

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数 制限	記載上の留意事項
				件への融資実績の有無、本事業に関する融資姿勢、融資後のＳＰＣに対する監視方法等 ウ．建中期間の金利変動リスクへの対応についての考え方及び方策 また、融資関心表明書、劣後融資確約書等を有する場合は、本様式以外の資料として添付すること。 ※資金調達計画＜様式Ｄ－２－１）添付⑤＞（指定様式）を本様式以外の資料として添付すること。
D-2-2	財務計画② （不測の資金需要発生時に特に効果的な処置が提案されているか） （明確かつ具体的な財務管理方針が提案されているか）	共通	1	【財務管理方法】 ＳＰＣの財務管理方法について、以下の各項目に留意の上、具体的に記述すること。 ア．不測の資金需要発生時（気象庁からの支払いの一部を外国政府が負担することに起因する支払遅延の場合を含む）に特に効果的な処置（資金管理の方法、利益処分に関する考え方、資金リスク発生時の対応等） イ．キャッシュフローフォール規定、内部留保の考え方、配当方針等 ウ．第三者による客観性の高い会計監査の仕組み
D-3-1	特殊技術の取り扱い （気象衛星や静止衛星に関する特殊技術を理解し、事業計画へ反映するために特に有効な業務能力を有しているか） （米国の国際武器輸出規制（ＩＴＡＲ）への適合について特に有効な業務能力を確保しているか）	共通	1	【気象衛星や静止衛星に関する特殊技術の運用実績】 本事業衛星と同型の衛星バス及び可視赤外放射計の運用実績を記述すること。 【米国の国際武器輸出規制（ＩＴＡＲ）に関する実績】 技術支援協定（ＴＡＡ）等に関する実績を記述すること。
D-4-1	リスク対応策 （事業期間中に発生しうるリスクへの対応策が明確であるか） （気象衛星特有のリスクを緻密に分析し、これを最小化するための効果的な対応策がとられているか）	共通	2	【リスク対応策】 本事業のリスク対応策について、以下の項目を含め具体的に記述すること。 なお、本事業に特有のリスクについては、詳細に記述すること。 ア．リスク分析を行うための体制 イ．リスク管理のための仕組み（マニュアル作成等） ウ．想定されるリスクの分析及び対処策 エ．ＳＰＣのリスクを減らすための選定企

様式番号	様式名称(選定基準における評価項目)	様式	枚数制限	記載上の留意事項
				業におけるリスク分担 オ. 発注者側が負担するリスクに対してS P Cにおいて費用増加を抑制する方 策及び効果 カ. 想定外の契約変更を行う場合の契約変 更事務コスト内訳(費目・単価)

< 添付を求める事業収支・資金計画計算書：様式D－2－1 添付①～⑤ >

- ・本計算書は、提案における各種条件と入札価格の妥当性を判断するものであるため、その整合性が確認できるよう、正確な計算を行うこと。
- ・なお、本計算書の内容が提案内容及び入札価格と著しく異なる内容の場合は、入札を無効とすることがあるため、留意すること。
- ・事業費の算定及び支払方法の記載内容に準じて作成すること。
- ・計算にあたっての事業年度は、国等の事業年度に対応させること。
- ・本事業の実施に必要な一切の費用及び資金を計上すること。
- ・計算書の作成については、消費税に関して税抜処理により作成すること。
- ・維持管理・運用費については、事業スケジュールにしたがって、必要額を記入すること。
- ・関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。

※ なお、算定根拠等からの計算過程が複雑となる場合は、当該計算過程を別のシートによって作成し、これをあわせて添付しておくこと(計算の数式を残したまま、他のシートとのリンクが残ったままで提出のこと)。

5 契約締結時

紙契約方式承諾願

(様式 14)

< 1 部 >

電子契約を利用して契約出来ない場合

第2. 作成上の留意点

1 審査書類の位置付け

書類の作成に当たっては、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 事業者選定基準」（資料－5）を熟読し、審査書類の審査上及び契約上の位置付けをよく理解すること。

2 企業名の記載

審査書類のうち、企業名は、正本に記載し、副本では、代表企業、構成員及び協力会社の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの仕様等）は行わず、「企業等一覧表（様式10-5）」に従い、A社からZ社のアルファベットを用いること。ただし、第二次審査書類上で各業務のいずれを実施するかわかるようにアルファベットの前に業務内容がわかる呼称を付すこと。

3 記載内容

各提案書類を作成するにあたり、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 業務要求水準書」（資料－2）及び「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 事業者選定基準」（資料－5）に記載された加算点項目について、具体性をもった記載により提案を行うこと。

入札説明書及び添付資料に明示される事項については、履行される内容で提案すること。

各様式において記述による説明が必要とされている事項については、必ず記載すること。

各様式において、一定の計算を必要とする箇所は、計算を正確に行うこと。

平易な文章で明確かつ具体的、簡潔に記述すること。また、具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記入すること。

造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記載すること。

各様式間において記載内容の整合性を図り、他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。

4 書式等

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はS I単位とすること。

使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4判縦長又はA3判横長とし、横書き片面とすること。

ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。

図表等は適宜使用して構わないが、規定のページ数に含めること。

図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則11ポイント程度とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。

会社概要については、パンフレット等の使用を認める。

5 編集方法

書類の順序は、様式通番のとおりとすること。

提案書の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を付すこと。

例) 1 / 2

第一次審査資料はすべてA4判縦長左綴じとすること。ただし、パンフレット等で左綴じとできない場合は別綴じをみとめる。

第二次審査資料は、「地上施設の整備等」に関する提出書類、「地上施設の維持管理等」に関する提出書類、「本事業衛星の運用」に関する提出資料、経営計画等に関する提出資料に分けて編集すること。

提出物一覧表を添付すること。

6 提出方法

第一次審査に関する資料は正本1部、副本20部合計21部を提出すること。なお、副本については、正本の複写でも構わない。

第二次審査に関する資料は、以下の通りとする。

ア 審査書類提出書及び要求水準書に係る確認書は正本1部を提出すること。

イ 入札書は封かんのうえ、入札者名を表記して1部を提出すること。

ウ 「地上施設の整備等」に関する提出書類、「地上施設の維持管理等」に関する提出書類、「本事業衛星の運用」に関する提出資料、経営計画等に関する提出資料は、提出書類ごとに、A3判ハードファイルに綴じ、正本1部、副本20部、合計21部を用意し、1セットずつ21の封筒に分けて提出すること。

- エ 副本の表紙には、右肩に 1～20 の番号を付けること。
- オ 指定のある様式については、Microsoft Excelを使用して作成し、その他の様式については、データの読み取り及びコピー、印刷が可能なPDFファイル形式で作成し、各情報が保存されているCD-ROM を1枚提出すること。（計算の数式を残したまま、他のシートとのリンクが残ったままで提出のこと）